**那覇市伝統芸能楽器貸出要綱**

平成25年3月28日学校教育部長決裁

（趣旨）

1. この要綱は、那覇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する伝統芸能楽器（以下「楽器」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出できる楽器）

1. 貸出できる楽器、数量は別表１のとおりとする。

（目的及び対象）

1. 青少年が楽器に触れ合い、伝統芸能の継承に資することを目的とし、貸出しできる団体は、次に掲げる団体とする。
2. 学校・幼稚園及び認定こども園
3. 保育所・保育園
4. 子ども会（自治会等の子ども会も含む）
5. 放課後子ども教室
6. 自治会(青年部)

(6) 前各号に定めるほか、教育長が必要と認める場合

（借用手続き）

1. 楽器を借用しようとする団体（以下「借用者」という。）は、伝統芸能楽器借用申請書(様式第1号（以下「申請書」という。）により、教育委員会に申請しなければならない。

2　教育委員会は、前項の規定による申請を許可したときは、すみやかに申請書の写しを交付しなければならない。

3　借用者が楽器を返却するときは、伝統芸能楽器返却及び成果報告書(様式第2号)(以下「成果報告書」という。) を提出しなければならない。

（貸出期間）

1. 貸出の期間は、3ヶ月以内とする。ただし、他申請の状況を勘案し、教育委員会判断で貸出期間の切り上げを行うことがある。

（費用負担）

第6条　楽器の借料は無償とする。ただし、借用、返却に要する費用は借用者が負担しなければならない。

（借用楽器の使用・保管について）

第7条　借用者は、借用する楽器の保管場所を教育委員会へ明示しなければならない。

２　借用者は、借用した楽器の使用又は保管について次に掲げる次項を遵守しなければならない。

1. 盗難、紛失、滅失、毀損にあわないような場所に保管しなければならない。
2. 使用目的の逸脱をしてはならない。
3. 楽器に貼付したシールを剥がしてはならない。
4. 楽器を第三者に譲渡したり、転貸、質入れ、担保権の設定等をしてはならない。
5. 楽器に他の品を付着、改造、性能等の変更をしてはならない。

３　教育委員会は、保管状況の点検または報告を借用者に求めることができるものとする。

（異常が生じたときの届け出）

第8条　紛失、盗難、天災等で借用した楽器に異常が発生した場合は、遅滞なく教育委員会に報告すること。

２　借用者は、当初申請した内容と変更ある場合は、速やかに教育委員会と調整しなければならない。

（亡失又は棄損の責任）

第9条　借用者は故意又は過失により、借用した楽器が滅失・毀損したときは、同等品を購入、または、修理して返却しなければならない。また、それらに要する費用は借用者が負担しなければならない

（損害賠償）

第10条　教育委員会は、貸し出した楽器に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとする。

付 則

この要綱は、平成25年3月28日から施行する

付 則　(令和元年5月15日　生涯学習部長決裁)

この要綱は、令和元年5月15日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 楽器品目 | 数量 | 付属品 |
| (1) 三味線（人工皮） | 62 | ソフトケース・ウマ・ツメ・弦 |
| (2) 中太鼓（φ30cm） | 7 | バチ |
| (3) 中太鼓（φ33cm） | 9 | バチ |
| (4) 大太鼓（φ39cm） | 13 | バチ |
| (5) 大太鼓（φ45cm） | 7 | バチ |
| (6) 締め太鼓（φ30cm） | 8 | バチ |
| (7) 締め太鼓（φ25cm） | 26 | バチ |
| (8) パーランクー（φ21cm） | 155 | バチ |
| (9) パーランクー（φ18cm） | 26 | バチ |

* ただし、貸出状況によって、貸出できる数量に制限がある。